北方町放課後児童クラブ利用申請について（概要）

1　利用条件

・町内の義務教育学校（前期課程）に就学している１～６年生の児童。
・同居している保護者等※が、就労、就学、疾病等の理由で、児童を保育できない状態にある家庭。
　〇就労要件（通勤時間は就業時間に含まれません。）

月６４時間以上	１年生～２年生	午後３時まで就業していること。
	３年生～６年生	午後４時まで就業していること。

※保護者等には、同居又は同一校区内に居住する祖父母を含みます。

2　申請

提出書類（書類に不備がある場合は、受付できません。）
　①放課後児童クラブ事業利用申込書　※利用する児童１人ごとに申請が必要です。
　②就労証明書又は保育に欠ける状況を証明するもの等（詳細は下の表を参照）
　　※ 電子申請の場合は、上記の画像データ又は PDF ファイルをシステムに添付

保育できない理由		提出書類・添付が必要なもの
就労	被雇用	・就労証明書（町指定様式）
	自営会社経営	・就労証明書（町指定様式、自書） ・開業届又はウェブサイト等営業の事実が確認できる書類の写し
就学		・学生証又は合格通知の写し ・時間割等の就学時間がわかる書類の写し
病気療養		・「児童の保育ができない状態であること」及び「療養期間」が記載された診断書の写し
介護、看護		・「看護・介護が必要な状態であること」及び「療養期間」が記載された証明書（診断書又は各種手帳若しくは介護保険証の氏名及び等級が記載されているページの写し）
単身赴任		・就労証明書（町指定様式）
入院・施設入所		・「入院又は入所の期間」が記載された診断書等の写し

3　利用料金(月額)

区分	１７時まで	延長利用時 最長１９時まで
通常月（放課後～保育開始）	５，０００円	６，０００円
８月（８時１５分～保育開始。弁当が必要です。）	８，０００円	９，０００円
（長期休暇において） 開始又は終了が月の途中で実利用日数が１５日未満の場合	３，０００円	４，０００円

別途、傷害保険料 800 円/年、おやつ代 1,000 円/月が必要です。
許可後は、実際に利用がない場合でも利用料をお支払いいただきます（日割計算は行いません）。

4　休会日

土曜日（第３土曜日は希望により開設）、日曜日、祝日、8/13～15、12/29～1/3
気象警報発表時、感染症流行等による学校閉鎖時
※休会の連絡を行う場合は、「すぐーる」でお知らせします。

5　問い合わせ先

北方町教育委員会　教育総務課（役場１階　５番窓口）
〒501-0492　北方町長谷川１丁目１番地　TEL：058-323-1115
受付時間　TEL：平日 8:30～17:15　窓口：平日 9:00～16:30

